

平成30年3月30日  
関東信越厚生局

## 柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止相当について

柔道整復師の施術に係る療養費について、関東信越厚生局東京事務所及び東京都との共同による監査を実施した結果、下記のとおり柔道整復施術療養費（以下、「療養費」という。）の受領委任の取扱いを中止相当としましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 受領委任の取扱いの中止相当となる柔道整復師

施術管理者氏名 立石 純人（たていし すみと）（80歳）  
施 術 所 名 立石整骨院  
施 術 所 所 在 地 東京都大田区田園調布5-34-11-1F  
開 設 者 有限会社 五司元 代表取締役 四元 聖一

※ 当該柔道整復師は、平成29年7月24日付けで受領委任の取扱いを辞退していることから中止相当としている。

#### 2 受領委任の取扱いの中止相当年月日

平成30年3月30日（当該柔道整復師は、以後原則5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。なお、開設者についても、以後原則5年間は新たに療養費の受領委任の取扱いができない。）

#### 3 受領委任の取扱いの中止相当措置に至った経緯

（1）保険者が被保険者に対して文書照会を行ったところ、被保険者は当該整骨院に行ったことがなく、柔道整復施術療養費支給申請書に記載されている施術日は、エステティックサロンヘリラクゼーションを受けに行っていたとの回答があったため、当該エステティックサロンから被保険者証の情報が当該整骨院へ提供され、当該整骨院において不正請求が行われている可能性があるとの情報提供があった。

（2）個別指導を実施したところ、不正請求が強く疑われたため、平成29年5月から平成29年10月まで計5日間の監査を実施し、監査の結果として、「4 受領委任の取扱い中止相当措置に至った事由」に記載した不正請求の事実を確認した。

#### 4 受領委任の取扱い中止相当措置に至った事由

##### (1) 監査において判明した不正請求の主な事例

- ① 受領委任の申し出において承諾した施術所（以下「承諾施術所」という。）以外の場所で行った有料サービスを承諾施術所で施術を行ったものとして、療養費を不正に請求していた。  
（その他の請求）
- ② はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師が行った施術を、柔道整復師が施術を行ったものとして療養費を不正に請求していた。（その他の請求）

##### (2) 監査時に判明した不正請求額

平成24年6月から平成29年4月施術分

合計84人分 金額1,240,181円